

種苗法の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

一 題名の修正

(題名関係)

題名を「種苗法及び農業競争力強化支援法の一部を改正する法律」に改めること。

二 育成者権の効力が及ぶ範囲の例外としての有機農業における自家増殖(種苗法第二十一条第二項関係)

農業者が譲渡された登録品種等の種苗を用いて収穫物を得、その収穫物を自己の農業経営において有機農業における生産の方法として農林水産省令で定める方法により更に種苗として用いる自家増殖には、育成者権の効力が及ばないこととする。

三 農業競争力強化支援法の一部改正

(農業競争力強化支援法第八条第四号関係)

種苗の生産に関する知見の民間事業者への提供の促進等を定める農業競争力強化支援法第八条第四号を削ること。

四 施行期日の修正

(改正法附則第一条関係)

1 輸出先国又は栽培地域を指定して品種登録された登録品種についての育成者権の効力に関する特例の創設等に関する規定の施行期日を令和三年四月一日に改めること。

2 品種登録の審査の実施方法の充実及び見直し、品種登録簿に記載された登録品種の特性の位置付けの見直し等に関する規定の施行期日を令和四年四月一日に改めること。

五 その他

その他所要の規定の整理を行うこと。